

DCAS（縦・横方向の運行補助機能）について（UN-R171 関係）

● 適用範囲

DCAS を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

● 改正概要

- 国連自動車基準調和世界フォーラム(WP. 29)第 195 回会合において、「DCAS (Driver Control Assistance System) ※¹に係る協定規則（第 171 号）」の改訂が採択されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

※1 レベル2 運転支援機能に相当する縦方向及び横方向を持続的に制御する機能をいう。

具体的な機能としては、車線維持支援機能、車線変更支援機能等に対応している。

- 今般の改訂において、高速道路におけるハンズオフでの車線維持・変更やハンズオンでのシステム主導で行う車線変更に係る支援機能に関する要件が規定されたところ、これらの機能を有する場合は、UN-R171 に規定する要件を満たさなければならないこととする。詳細は別添参照。

● 改正時期（予定）

令和7年9月下旬

● 適用時期（予定）

新 型 車：令和11年9月

継続生産車：令和13年9月

- DCAS (Driver Control Assistance System) とは、**レベル2 運転支援機能**に相当する**縦方向及び横方向**を持続的に制御する機能。
- **高速道や一般道における車線維持・変更**の支援機能等（ハンズオンに限る。）に対応したものが、令和6年3月にWP.29で協定規則第171号として成立、令和6年9月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- 今般、**高速道におけるハンズオフでの車線維持の支援機能等を追加する改正案が令和7年3月にWP.29で成立。**
令和7年9月（予定）の発効にあわせ、国内法令にも取り入れる予定。

主要要件： ※赤字は、追加される機能

【共通】

- ・ 周囲の交通流に適応して安全に走行すること
（車線変更時、後方接近車両に急減速（ 3m/s^2 以上）させない等）
- ・ ドライバーが安全に操作を引き継げるように設計されていること
（急なシステムオフでも運転者が操作に移れる時間を考慮等）
- ・ 速度制限遵守の支援
（システムが認識した最高速度をドライバーに表示すること等）
- ・ ドライバーモニタリング機能を備え、ドライバーがアイズオン要求等に従わない場合はリスク軽減機能により停止すること

【高速道路におけるハンズオフでの車線維持・変更に係る支援機能】

- ・ ハンズオンを必要とする一定の条件下でのハンズオン要求 等

【高速道路におけるハンズオンでのシステム主導で行う車線変更に係る支援機能】

- ・ アイズオン要求時は操作を開始してはならない 等

対象車両：

DCASを備える自動車※ 【備えた場合に適用される基準】

※乗用車、バス、トラック等（二輪車は除く）

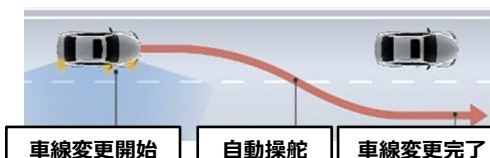
01シリーズで追加された主な支援機能

車線維持支援（例）



※高速道路のみ

車線変更支援（例）



※運転者主導・承認



※システム主導
※高速道路のみ



※運転者主導・承認
※高速道路のみ



（日野自動車（株） HPより）

ドライバーモニタリング（例）



リスク軽減機能（例）